特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1 カ年61.560円 6 カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和4年 令和 4 年 (2022 年) **10**月 **14** R

No. 15756 1部377円(税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.ip/

目 次

☆知財の常識・非常識 40

新規事項の追加・・・・・・・・・・・・・・・・・・(1)

☆特許庁人事異動⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	(8)
☆日本弁理士会著作権委員会 研究レポート	
No.23 ····	(15)
☆国際知財司法シンポジウム2022	(16)

知財の常識・引続職

新規事項の追加

桜坂法律事務所

岡田 健太郎 弁護士・弁理士

第1 はじめに

補正や訂正がどの範囲で認められるかについて は、特許法17条の2第3項及び特許法126条5項が、 「願書に(最初に)添付した明細書、特許請求の範 囲又は図面・・に記載した事項の範囲内においてし なければならない」と規定しており、知財高裁平成

20年5月30日大合議判決 (ソルダーレジスト事件) が、「『明細書又は図面に記載した事項』とは、当業 者によって、明細書又は図面のすべての記載を総合 することにより導かれる技術的事項であり、補正が、 このようにして導かれる技術的事項との関係におい て. 新たな技術的事項を導入しないものであるとき

○○○ 創業1923年 *○○○*

SUGIMURA & Partners

代表弁護士 杉村 光嗣 代表弁理士 杉村 憲司

澤田 達也 冨田 和幸 福尾 誠 村松 由布子 吉澤 雄郎 田中 達也 鈴木治 高橋 林太郎 福井 敏夫 齋藤 恭 石井 裕充 鈴木 俊樹 井上 高雄 中山 健一 田中 睦美 廣昇 伊藤 佐保子 北村 慎吾 福村 直久 佐々田 洋 屋代 直樹 上原真

塚中 哲雄 山口 雄輔 坪内 伸 河合 隆慶 小松 靖之 柿沼公 辻 啓太 鈴木 裕貴 Eric 邦夫 Morton* 木下 直俊 中田 未来生

下地 健一 石川 雅章 岡野 大和 酒匂 健吾 朴暎哲 藤木 -門田尚也 Stephen Scott*** 髙坂 晶子 高倉 みゆき

市川 蓮太朗

大倉 昭人 川原 敬祐 結城 仁美 片岡 憲一郎 粟野 晴夫 内海 一成 塩川 未久

山﨑 誠

松村 直樹

吉田 憲悟 色部 暁義 坂本 晃太郎 真能 清志 市枝 信之 橋本 大佑 貴志 浩充 高井良 克己 水間 章子

金澤 佑太

寺嶋 勇太 前田 勇人

永久保 宅哉 伊藤 怜愛 加藤 正樹 甲原 秀俊 君塚 絵美 鈴木 麻菜美 山本 睦也

岡本 岳* 深津 拓寛* 駒木 寛隆* 時井 真* 髙橋 恵美* 草留 夕雅 大島 かおり 鹿山 昌代

長嶺 晴佳

齋藤 詩織

** 米国弁護士

所員200名うち弁理士84名、弁護士7名、米国弁護士1名、欧州弁理士1名

小山 祐

伊藤 孝志

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1 霞が関コモンゲート西館36階 E-mail: DPATENT@sugimura.partners 電話:03-3581-2241(代表) FAX:03-3580-0506 URL:https://sugimura.partners/